

理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支払の基準

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ヨハネ会の理事及び監事(以下「役員」という。)並びに評議員の報酬等の支給の基準について定めるものである。

(支給対象者)

第2条 職員以外の役員及び評議員には、この基準による報酬等を支給する。

(理事長の報酬)

第3条 週4日以上勤務する理事長の報酬は月額500,000円(税込み総支給額)とする。交通費はヨハネ寮拠点の常勤職員の通勤手当に準じて支給する。ただし、月の途中で就任又は退任した場合の報酬及び交通費(以下「報酬等」という。)は日割計算とする。基準日(夏:6月1日冬:12月1日)に在任している理事長に対して賞与として各1か月分の月額報酬相当額を6で除した額に算定期間中の在任月数(1か月未満の端数は切り捨て)を乗じた額(1円未満の端数は1円に切り上げ)を支給する。

2 週4日未満勤務する理事長の報酬は、勤務1日当たり20,000円(税込み)とし、勤務日以外に、理事会、評議員会に出席した場合は、第5条第1項に定める報酬を支給する。交通費は、ヨハネ寮拠点のパートタイム職員の通勤手当に準じて支給する。

3 前2項の報酬等は、当月分を翌月の25日に支給する。ただし、支払日が休日又は土曜日の場合はその前日に支給する。

(理事会及び評議員会の出席に伴う報酬等)

第4条 役員が理事会または評議員会に出席したときは、会議1回あたり11,000円(所得税別途加算)の報酬を支給する。

2 評議員が評議員会に出席したときは、会議1回あたり15,000円(所得税別途加算)報酬を支給する。

3 報酬の各年度の総額は、理事は7,700,000円、監事は500,000円を超えない範囲で支給する。

4 交通費は、日当部分を除き職員の旅費規程に準じて支給する。ただし、神戸市内に在住または勤務する者には支給しない。

(監事監査の報酬)

第5条 監事監査は、1回あたり15,000円(所得税別途加算)を支給する。

2 交通費については、前条第4項を準用する。

(その他執務の報酬)

第6条 役員が理事長の命を受けて法人及び施設の運営のために執務した場合は、次のとおり報酬を支給する。

(1) 役員が弁護士の場合

30分あたり2,500円(所得税別途加算)

(2) 役員が公認会計士、税理士の場合

30分あたり2,000円(所得税別途加算)

(3) その他の場合

30分あたり1,500円(所得税別途加算)

2 交通費については、第4条第4項を準用する。

(報酬等の支給方法及び時期)

第7条 非常勤の役員または評議員に対する報酬は、会議等に出席した都度、現金で支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

附 則

平成29年6月13日施行の旧規程(役員報酬規程)は廃止する。

この基準は、平成29年7月31日制定し、同日から適用する。

附 則

この基準は、平成31年2月23日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。